

金沢市内に宿泊されるみなさまへ

平成31年4月1日から宿泊税を導入します。

致在金泽市住宿的各位客人：
金泽市将于2019年4月1日起引进住宿税制度。

宿泊税は、金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高め、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図るために使われます。

征收住宿税是为了更好地提升金泽的历史、传统、文化等魅力，协调旅游业对市民生活造成的影响，确保旅游业的可持续发展。

金沢市内の宿泊施設^{※1}に、宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方に課税されます。宿泊料金の支払い方法に応じて、宿泊施設へお支払いください。

所有在金泽市的住宿设施^{※1}住宿并支付房费的客人，将被征收住宿税。需要和房费一起支付给住宿设施。

宿泊料金 ^{※2} （1人1泊）	税率	房費 ^{※2} （每人每晚）	税率
20,000円未満	200円	20,000日元以下	200日元
20,000円以上	500円	20,000日元及以上	500日元

※1 宿泊施設とは、旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業（いわゆる民泊）を行う住宅のことをいいます。

※1 住宿设施包括获得“旅馆业法”许可的酒店、旅馆、简易住所、申请了“住宅宿泊事业法”的住宅（也就是民泊）。

※2 ここでいう宿泊料金とは、素泊まり料金とそれにかかるサービス料などのことをいい、食事代などは含みません。

※2 这里的房费单指住宿的费用以及服务费，不含餐食费。

○ お問い合わせ

（受付時間 平日9時～午後5時45分）

金沢市総務局税務課

T E L 076-220-2147 F A X 076-220-2154

E m a i l zeimu@city.kanazawa.lg.jp

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/13060/syukuhaku/syukuhakutop.html>

